研究開発力強化法の改正に向けた検討

【アクション2】

1. 基本的な考え方

○ 600兆円経済の実現に向け、官民投資の拡大により、科学技術イノベーションの活性化を図り、経済の好循環を実現するため、必要な制度改正等を行う。

○ 次期通常国会での研究開発力強化法の抜本的改正に向け、自民党科学技術イノベーション活性化小委員会での検討が開始されている。

2. 主な検討項目

○大学・国研改革等

・大学や国研が知識・資金の好循環のエンジンとなることの重要性

・公的資金による「運営」から民間資金の活用も含めた戦略的な「経営」への脱却に向けた大学・国研改革を促進

・科学技術イノベーションによる地域活性化

○国研発ベンチャー創出の促進（出資業務の追加）

・一部の国研に認められているベンチャーへの出資可能な対象法人等の拡大

○国立大学・国研による株式保有の解禁

・国立大学や国研がベンチャー企業からサービス等の対価として株式等を受け取り、その長期保有を行うことを法律上位置付け

○公募型研究開発に係る基金の設置

・資金配分機関が行う国の公募型研究開発に関して、基金化を促進

○その他

・人材育成、産学連携の促進、イノベーション指向の公共調達、エビデンスに基づく政策立案等の重要事項　等

（税制改正要望）評価性資産寄附の獲得促進

【アクション2】

＜現行＞

○ 租税特別措置法第40条の非課税措置は、寄附資産をそのまま使うことが前提

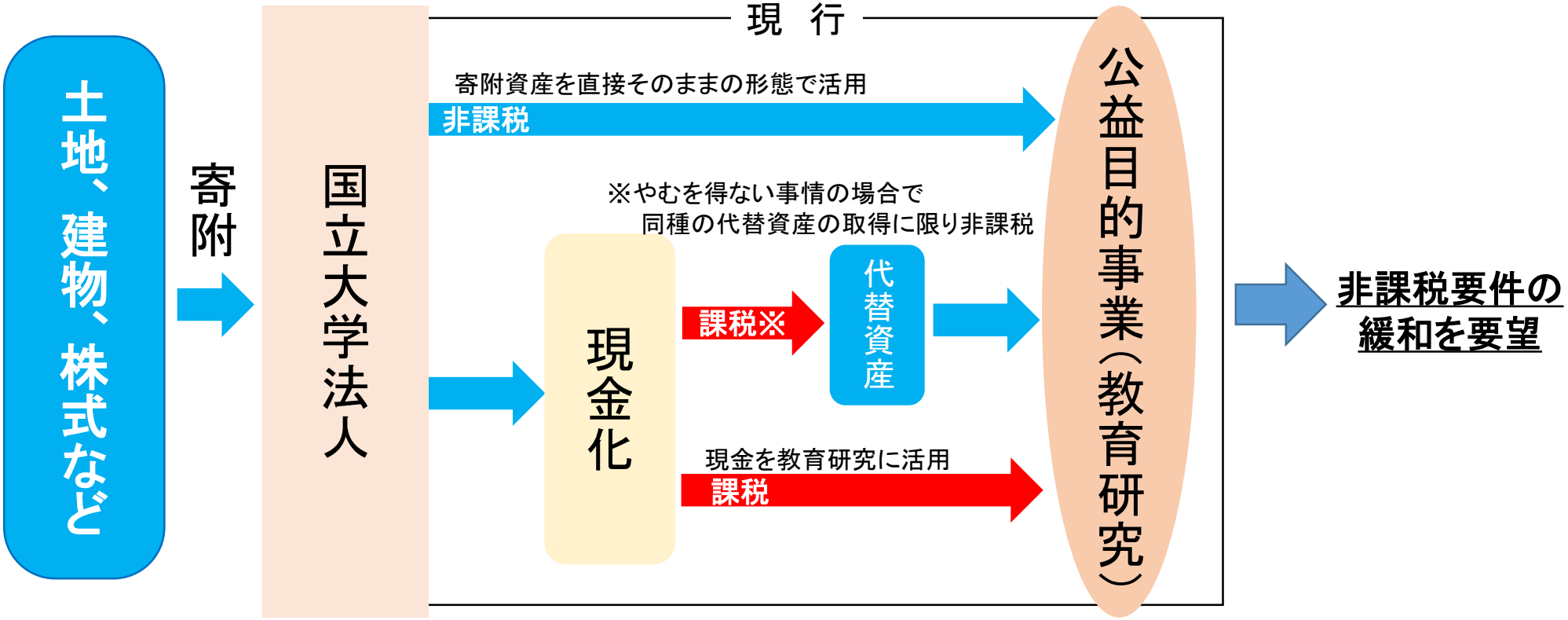

＜要望のポイント＞

○ 国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等

公共調達の活用等による中小・ベンチャー企業の育成・強化

【アクション2】

【背景】

研究開発型中小・ベンチャー企業

- 機動性に富みスピード感あるイノベーションの担い手として期待は大きい。
- しかしながら、研究開発成果の事業化に当たり、初期需要の確保が重要な課題となる場合が多い。

装備品等の調達や研究開発を要する省庁・機関

- 予算・人材等の制約が今後厳しくなっていく中、現場の省力化や生産性の向上といったニーズが更に高まる。
- 新しい技術や着想の発掘が従来にも増して重要になる。

研究開発型中小・ベンチャー企業から積極的に新たな技術の発掘、当該技術を今後の調達に反映させる有効なメカニズムのあり方の検討が必要。

各省庁・機関の装備技術の多様化や費用対効果の向上等に資する。

【各省庁・機関の開発から調達への大まかな流れ（目指すべき方向性）】

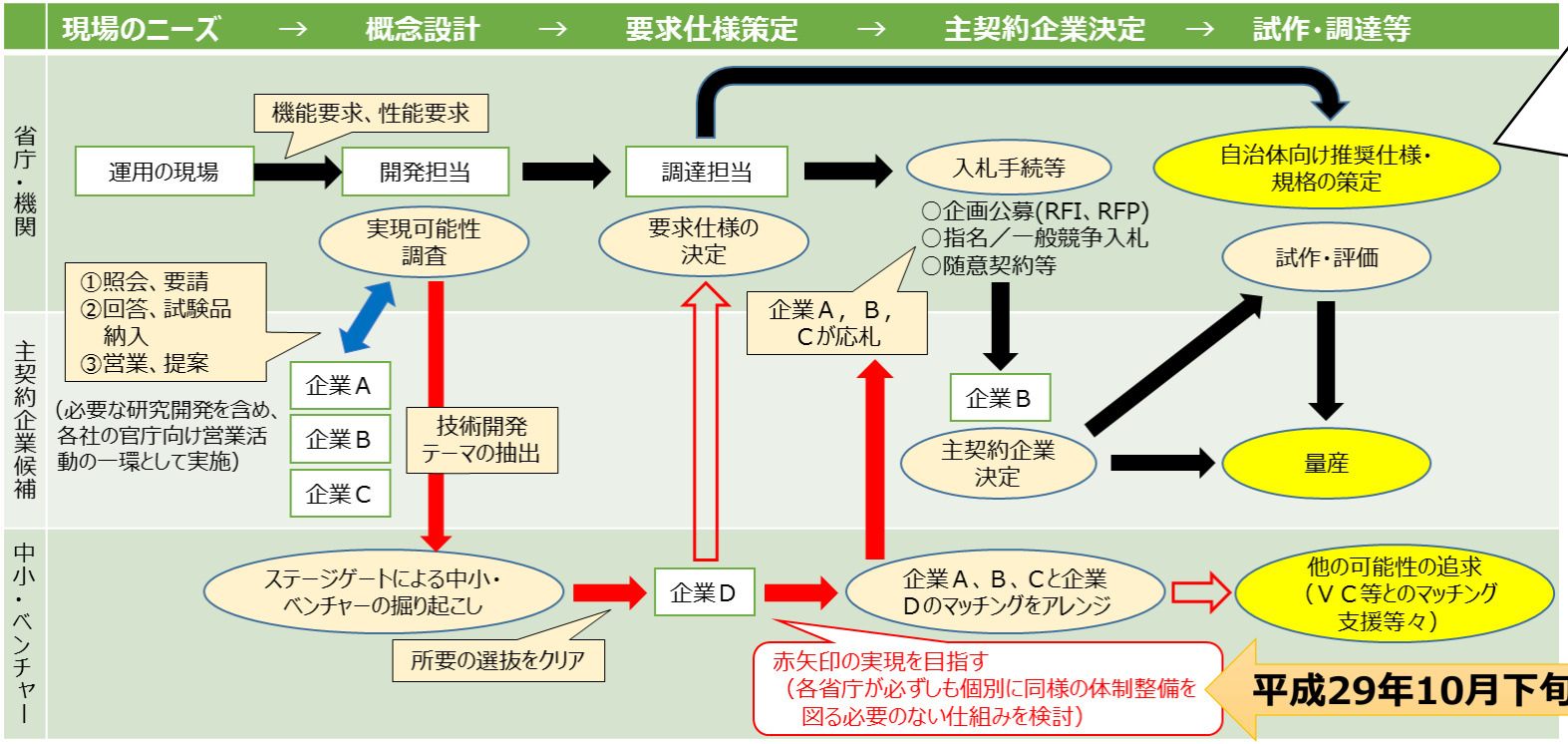

【主な課題】

- 各省庁・機関の技術ニーズから、適切な粒度・レベルで研究開発テーマを抽出、優れた中小・ベンチャー企業を掘り起こし育成するための仕組みのあり方
- 主契約企業による優れた中小・ベンチャー企業の技術等の採用の促進　等

平成29年10月下旬、公募事業を開始予定

技術シーズとニーズの実効あるマッチングの推進

【アクション2】

第５期科学技術基本計画の着実な実施を図る観点から、科学技術を軸としたオープンイノベーションや研究開発型スタートアップの創造・育成を加速するための環境づくりの一環として実施。

１．協議会の目的

各省庁や産業界、地域レベル等で個別に実施されている関連事業に従事する多様な人材同士が、事業横断的・業際的に相互の活動や成果等を共有し、より柔軟なコラボレーションが活発に創造される自律的なコミュニティ形成を目指す。

２．主な活動内容

①人材レベルの自律的な連携と交流の促進

産官学金等の各種分野で研究開発事業やオープンイノベーション、ベンチャー支援事業等に携わる各種支援人材（※）を中心に、事業横断的・業際的な人材のコミュニティづくりを提唱する。専門人材の育成や共有、キャリアパスのあり方等についても発信する。

（※）コーディネーター、プロジェクト・マネージャー、アクセラレーター等々。

②各種マッチング事業やベンチャー支援事業等の俯瞰・可視化

個々の支援事業の具体的な特徴、得意な技術領域、提供されるメンタリング内容等を俯瞰・明確化し、活用する企業側にとって「違いがわかりにくい」「自社に合った支援事業を選別しにくい」といった状況の改善を目指す。

③政策提言等

支援人材のネットワーク構築・推進や共有化等に向け、オープンイノベーション推進のための環境構築に向けた検討等を実施する。

３．組織・会員

会員は、趣旨に賛同する産業界・行政機関等から個人、団体レベルで広く募集する。

４．協議会設立後の進捗

本年7月27日に開催された設立発表会・記念シンポジウムの概要を、メールマガジンとして参加申込をされた全ての方に発信。

エビデンスに基づく効果的な官民研究開発投資拡大

【アクション3】

効果的な官民研究開発投資の拡大を図るためには、政府における資源配分や施策立案がエビデンスベースにより行われることが重要

エビデンスに基づく政策のPDCAサイクルの確立

政府による研究開発投資や政策効果の見える化

- **政策形成の判断材料の提供**
- **適切な資源配分や評価の実現**
- **対外的な情報発信**

【俯瞰的なデータの収集・エビデンスの構築】

- 限られた政府研究開発投資の効果を最大限引き出し、伸長すべき政策目的・分野への予算の拡充がなされるよう、科学技術関係予算を分析
  ⇒科技関係予算の定義を厳密化し、詳細な分析が可能となるよう新たな集計方法により集計を開始。（平成30年度政府予算案については、新たな集計方法によるものを公表予定）
- CSTI有識者議員及び関係府省の局長級との間で、政策討議「エビデンスに基づく科学技術イノベーション政策の立案」を実施。(本年10月)
- 関係府省・機関と連携し、俯瞰的な形で情報を整備
  ⇒大学の財務や人材等に関する情報を収集し、それらを用いた分析についての検討に着手。

【重要政策課題の調査分析】

- 重要な政策課題に関する政策形成システムの構築
- 民間研究開発投資を促進する政策の在り方などの分析
- アクション１のターゲット領域設定に資する情報提供
  ⇒アクション1のターゲット領域設定について、「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費　ターゲット領域検討委員会」に注目すべき研究領域に関するエビデンスを提供。（本年4月）